

2019年1月23日

総務省情報通信審議会 郵政政策部会
郵便局活性化委員会 御中

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会委員長 川田 幸雄

普通郵便の土曜配達休止に関する意見

日本新聞協会は、貴委員会で日本郵便が要望している普通扱い郵便物の土曜日配達休止に反対します。

新聞界は、憲法が保障する国民の知る権利に応え、誰もがいつでも手軽に読んでもらえるよう、読者宅まで新聞を毎日届ける戸別配達制度を維持しています。新聞各社は、この配達システムを全国津々浦々に整備するため、莫大な経費を投入し可能な限りの努力を続け、戸別配達率95%（18年10月現在）に上る世界に類を見ない高度に発達した流通網を構築しました。戸別配達制度は日本が誇るべき文化であり、民主主義を支える知的インフラであると自負しています。

しかしながら、中山間部や離島などの一部地域では新聞社や新聞販売所の経営努力にも限界があり、郵送によりこの配達システムが補完されています。当協会加盟新聞社（103社）が発行する日刊新聞のうち、3万部以上が第三種郵便として日々郵送されていると推定されます。新聞販売所から郵便局を通じて読者宅まで届けてもらっている新聞は多くの場合、新聞配達スタッフが早朝に地域の郵便局まで持参し、他の郵便物とともに配達されています。

郵送でないと配達できない地域は、即売紙が購読できるコンビニエンスストアや駅売店が近くに存在しない山間地や過疎地と思われ、ネット情報の入手に慣れていない高齢者も多いと考えられます。土曜日付新聞が2日遅れで届くことになれば、地域情報をはじめ政治、社会、経済など公共的情報の入手が遅れ、読者に不便を強いることになります。郵便は国民の社会生活を支える重要なインフラです。

日本郵便株式会社法は、郵便業務などによって「地域住民の利便の増進に資する業務を営む」（第1条）ことを目的に掲げ、日本郵便の業務運営に関する基本方針には、「地域と寄り添い、地域と共に生き、地域を支える会社であり続けることを社会的使命としています」と記されています。

郵便配達というユニバーサル・サービスによって、新聞から情報を受け取り、生活している人々が少なからずいる現実、とりわけ過疎地の高齢者を軽視するような方針に私たちは反対し、土曜日配達の継続を求めます。

他の民間企業であれば効率性・経済性を優先し、不採算事業を切り捨てるとはやむを得ないケースがあるかもしれません、日本郵便にしかできないサービスの維持は、日本社会にとって有益であり、慎重に検討することを求めます。

以上